

令和5年度船橋市立八木が谷中学校「学校いじめ防止基本方針」

I いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針

基本理念

いじめとは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」である。

生徒自身が、いじめが心身に及ぼす影響等、いじめに関する認識と理解を深め、自らの意思でいじめに向かわず、他の生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにすることを旨として取り組みます。

生徒の責務

八木が谷中学校の生徒であることに誇りを持ち、他人に対して、心身に苦痛を与える行為をすることなく、自分と他人を大切に、互いに認め合い尊重し合える集団作りに努めます。

イエローリボン運動という活動を生徒会中心に行っています。教師も生徒も一人ひとりの「命」と「心」に向き合い、いじめの問題から目を背そむけずに、私たち自身の問題として考えます。

イエローリボンに込められた意味：「やめる勇気」「止める勇気」「話す勇気」「認める勇気」

<p>いじめ見逃しゼロ宣誓書 ～イエローリボン着用の誓い～</p> <p>私は、イエローリボンの理念として以下の事項を厳守し、 いじめをせずいじめを見逃さない取り組みの証として、 イエローリボンを着用します。</p> <p>一、 自分の言動に責任を持ちます 一、 善と悪をしっかりと見きわめます 一、 お互いに協力・助け合いの気持ちを持ち、 友好関係を大切にします</p>
--

※イエローリボン運動宣誓書（生徒記入用） 生徒会より

学校及び職員の責務

いじめが行われず、すべての生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、保護者他関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努めます。

Ⅱ いじめの防止等のための対策の基本となる事項

1, 学校におけるいじめの防止

- | |
|---|
| ①居場所づくりと絆づくり
②豊かな情操と道徳心の育成・道徳教育及び人権教育、体験活動の充実
③生徒が自主的に行う活動の推進・いじめ撲滅に向けた取り組み
(いじめ防止に関する啓発活動)
④家庭・地域との連携・いじめ防止基本方針の公表 |
|---|

2, いじめの早期発見

- | |
|---|
| ①SOS を出しやすい仕組み作り
・生活ノートの活用・いじめアンケートの実施
・教育相談の実施とスクールカウンセラーの活用
②見守り体制の充実・日々の観察と情報収集 |
|---|

3, いじめの早期対応

- | |
|--|
| ①いじめ長欠対策推進委員会の設置
②事実関係の把握・事実調査の実施・把握事実の提供
③指導と支援
・被害生徒・加害生徒・観衆と傍観者それぞれに指導と支援を行います。
④関係機関との連携・船橋市教育委員会や関係機関との連絡調整 |
|--|

4, インターネット等を通じて行われるいじめの対策

- | |
|---|
| ①生徒に行われる情報モラル教育の充実
②船橋市立学校ネットワークパトロールの活用
③適切な利用のためのフィルタリングや家庭でのルール作りの周知 |
|---|

Ⅲ 重大事態への対処

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合、又本人、保護者が重大事態に至ったと申し出た場合は、以下の対処を行います。

- 1, 重大事態が発生した旨を、船橋市教育委員会に速やかに報告する。
- 2, 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- 3, 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- 4, 上記調査結果については、いじめを受けた生徒・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

Ⅳ 取り組みの点検・評価・改善

いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、いじめの実態把握やいじめに対する措置が適切に行われるよう、具体的な取り組み状況や達成状況を評価し、その改善に取り組みます。

- 1, 学校評価
- 2, いじめアンケート

令和5年度 学校いじめ防止基本方針の年間活動計画

構成員

校長、教頭、教務主任、学年主任、生徒指導主事、学年生活担当、不登校支援室担当教員、特別支援コーディネーター、該当担当教員

月	活動内容	行事
4	<ul style="list-style-type: none"> ・「学校いじめ防止基本方針」についての職員研修 ・生活部会 ・家庭訪問や学級懇談会を実施し、いじめの早期発見 	入学式・家庭確認
5	<ul style="list-style-type: none"> ・生活部会 	修学旅行・校外学習 授業参観・部活動保護者会
6	<ul style="list-style-type: none"> ・三者面談や保護者会を通して、いじめの早期発見 ・イエローリボン運動 ・第1回いじめ長欠対策推進委員会 ・アンケート調査 ・生活部会 	三者面談・中間テスト
7	<ul style="list-style-type: none"> ・教育相談期間において、いじめの早期発見 ・生活部会 ・夏季休業に向けた指導 	教育相談・保護者会
8	<ul style="list-style-type: none"> ・部活動における生徒の様子の把握 	—
9	<ul style="list-style-type: none"> ・夏季休業明けの生徒の様子の把握 ・生活部会 	期末テスト・体育祭
10	<ul style="list-style-type: none"> ・生活部会 	終業日・三者面談
11	<ul style="list-style-type: none"> ・第2回いじめ長欠対策推進委員会 ・アンケート調査・生活部会 	文化祭・中間テスト
12	<ul style="list-style-type: none"> ・教育相談期間において、いじめの早期発見 ・生活部会 	教育相談
1	<ul style="list-style-type: none"> ・生活部会 	—
2	<ul style="list-style-type: none"> ・第3回いじめ長欠推進対策委員会 ・アンケート調査 ・生活部会 	期末テスト
3	<ul style="list-style-type: none"> ・生活部会 	卒業証書授与式・終了式

※毎週、木曜日に主任会・生活部会にていじめ防止対策について会議を実施